

## 売却にかかるQ&A (入札について)

| No.                   | Q                             | A   |             |                           |                       |       |                       |                   |
|-----------------------|-------------------------------|---|-------------|---------------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------------------|
| 1                     | 土地を共有にしたいときは、どのように申込みがいいのですか。 | <p>共同参加者用参加申込書（様式-B）を使用して申し込んでください。<br/>【申込書の種別】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出すべき参加申込書等</th> <th>買受者となった場合の市との土地売買契約締結の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（様式-A）<br/>単独参加者用参加申込書</td> <td>A氏（社）</td> </tr> <tr> <td>（様式-B）<br/>共同参加者用参加申込書</td> <td>A氏（社）・B氏（社）・C氏（社）</td> </tr> </tbody> </table> <p>「5 入札参加申込方法（2）申込に必要な書類等」（5ページ記載）のイ～エの書類についても、共同参加者ごとに提出してください。また、入札についても、共同で行ってください。</p> | 提出すべき参加申込書等 | 買受者となった場合の市との土地売買契約締結の相手方 | （様式-A）<br>単独参加者用参加申込書 | A氏（社） | （様式-B）<br>共同参加者用参加申込書 | A氏（社）・B氏（社）・C氏（社） |
| 提出すべき参加申込書等           | 買受者となった場合の市との土地売買契約締結の相手方     |   |             |                           |                       |       |                       |                   |
| （様式-A）<br>単独参加者用参加申込書 | A氏（社）                         |   |             |                           |                       |       |                       |                   |
| （様式-B）<br>共同参加者用参加申込書 | A氏（社）・B氏（社）・C氏（社）             |   |             |                           |                       |       |                       |                   |

## (入札保証金について)

| No. | Q   | A  |
|-----|---|--|
| 2   | 入札の事前であるため、まだ入札金額が決まっていないのですが、入札価格の1割以上でなければならないのですか。 | 北九州市契約規則第5条により、入札保証金は入札価格の1割以上と規定されています。入札保証金は事前の納付となりますので、入札価格をよく検討され、納付額を決定してください。                                   |
| 3   | 入札価格を変えたいので、既に納付した入札保証金の金額を変更することはできますか。              | 入札保証金を納付できるのは原則として一度ですが、入札時に領収書を確認できるのであれば、追加納付は可能です。また、入札価格を減額するために、すでに納付した金額の一部を返金することはできません。落札者以外には、入札後に全額を返金いたします。 |
| 4   | 入札保証金はどこで納付したらよいですか。                                  | 納付書裏面に記載の金融機関（北九州市公金取扱機関）にて納付ができます。  |
| 5   | 入札保証金の納付書を書き損じてしまいました。新しいものをもらえますか。                   | 納付書は財政・変革局市政変革推進室にて再交付できます。その際、書き損じた納付書を回収いたします。   |
| 6   | 落札できなかった場合、入札保証金の返金にどのくらい時間がかかりますか。                   | 落札者以外の入札保証金は、「入札保証金提出書兼返還請求書」にご記入いただいた口座へ返金しますが、開札後、概ね5週間程度要します。また、返金の際に利子は付しません。予めご了承ください。                            |
| 7   | 落札できなかった場合、入札保証金の返金先の口座を複数指定することはできますか。               | できません。<br>入札保証金の返金先は、1口座のみです。追加で納付したものについても、同じ口座へ返金いたします。  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 8  | 落札した場合、入札保証金を契約保証金に充当できるのですか。                        | できます。<br>入札保証金を契約保証金に充当するには、「入札保証金・契約保証金充当請求書」にて充当するよう申請していただきます。また、入札保証金の一部を契約保証金に充当し、残りを返金することはできません。                  |
| 9  | 落札後、入札保証金を契約保証金に充当しない場合、返金にどのくらい時間がかかりますか。           | 落札後の入札保証金は、契約までお預かりするものであり、充当しない場合は、契約保証金を別途納付されたことを確認した後、「入札保証金提出書兼返還請求書」にご記入いただいた口座へ返金します。返金には概ね5週間程度要し、返金の際に利子は付しません。 |
| 10 | 入札保証金を契約保証金に充当することにしていたのですが、落札後に充当しないよう変更することはできますか。 | 「入札保証金・契約保証金充当請求書」を再度提出していただければ可能ですが、契約保証金を別途納付していただいた後に、充当しなかった入札保証金を返金いたします。ただし、返金までに概ね5週間程度要します。また、返金の際に利子は付しません。     |
| 11 | 入札保証金の領収書を紛失してしまいました。入札には参加できないのですか。                 | できません。<br>入札の際には領収書の原本を確認しますので、紛失した場合は「入札参加資格なし」と判断させていただきます。<br>また、紛失すると、入札保証金の返還に時間がかかりますので、原本の保管には十分にお気をつけください。       |
| 12 | 入札保証金はいつまでに納付しなければならないのですか。                          | 入札保証金は、入札前までに納付し、領収書の原本を当日入札会場にお持ちいただく必要があります。なお、入札開始後は会場には入れなくなりますので、余裕を持って納付されるようお願いいたします。                             |
| 13 | 共同での入札参加を考えていますが、入札保証金をそれぞれの会社で納付することはできないのですか。      | できません。<br>入札保証金は1つの申請に対し1枚の納付書で納付していただきます。   |
| 14 | 入札保証金を納付しましたが、入札参加辞退することになった場合、入札保証金は返金されますか。        | 入札に参加されなかった場合でも、入札保証金は返金いたします。「入札辞退届」及び「入札保証金提出書兼返還請求書」をご提出いただいた後、返金処理をいたしますが、返金までに概ね5週間程度要します。また、返金の際に利子は付しません。         |
| 15 | 落札したのですが、契約を辞退することになりました。入札保証金を返金してもらうことはできますか。      | できません。<br>契約を辞退される場合は、入札保証金はお返しできませんのでご注意ください。   |

## (地盤調査等について)

| No. | Q                        | A   |
|-----|--------------------------|---|
| 16  | 売買契約の前に地盤調査等を行うことは可能ですか。 | 入札公告日から先着順受付終了日までの間、地盤調査等を認めています。(スウェーデン式サウンディング試験等)<br>調査をご希望の場合は、事前に申請書を提出していただく必要があります。<br>なお、調査費用は自己負担となります。詳細については、お問い合わせください。 |